

4. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

| | | |
|---|----------|----------|
| 別紙1「石井町移住支援事業における地方就職支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | A. 誓約する | B. 誓約しない |
| 別紙2「徳島県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | A. 同意する | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して、石井町に居住する意思について | A. 意志がある | B. 意思がない |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

石井町移住支援事業における地方就職支援金交付申請に関する誓約事項

1. 地方就職支援金に関する報告及び立入調査について、徳島県及び石井町から求められた場合には、それに応じます。
2. 以下の場合には、石井町移住支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）全額返還
 - （ア）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - （イ）申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - （ウ）申請日から1年以内に石井町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に石井町に住民票がある場合を除く。）
 - （エ）就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - （オ）転入日から3年未満に石井町以外の市区町村に転出した場合
 - （2）半額返還
 - 転入日から3年以上5年以内に石井町以外の市区町村に転出した場合

徳島県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

徳島県及び石井町は、徳島県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、徳島県及び石井町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、徳島県及び石井町は当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。